

私たちの綱領

全日本年金者組合第8回定期大会決定
(1996年6月28日)

日本国憲法は、すべての国民が個人として尊ばれ、平和のうちに生存する権利を保障しています。

私たち全日本年金者組合は、この憲法の理念を守り発展させ、より自由により豊かに生きて行ける社会をめざします。

私たちは、高齢者をはじめすべての人にひらかれた組織として、思想・信条の違いをこえ団結して行動します。

(1) 私たちは、要求で結集し、みんなの力を出し合ってその実現をはかり、心身ともに健康で楽しい高齢期をつくり出します。

(2) 私たちは、国と大企業の責任ですべての国民が健康で文化的な生活を保障されるよう、年金・医療・介護・福祉など社会保障制度の確立をめざします。

(3) 私たちは、全国の地域に根をはり、地域を基礎に運動をすすめます。

(4) 私たちは、労働組合をはじめ要求で一致するすべての団体と共同し、世界の高齢者や働く人とも手をとり合ってすすみます。

(5) 私たちは、核兵器のない平和・中立の日本を建設し、美しい地球を子や孫に残します。

(6) 私たちは、日本の政治、経済、教育、文化の民主化のために力をつくします。